



令和 7 年 1 月 10 日
物流・自動車局車両基準・国際課
審査・リコール課

消防・救助活動を円滑にする EV トラック・バスへの識別表示を行います！

～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～

2050年カーボンニュートラルに向けEVトラック・バスの普及が進みつつある中、これらの車両事故が発生した場合、ディーゼル車とは異なる消防・救助活動が必要とされています。そのため、EVトラック・バスを対象として、外観から電気自動車であることを識別できるよう、令和8年9月以降、段階的に新車にEV専用のラベルを表示することとします。

また、乗用車と同様、二輪自動車等においても電子制御による先進安全装置の装備が進んでおり、不正なアクセスを受けるリスクが高まってきています。そのため、二輪自動車等を対象として、令和11年7月以降、段階的に新車にサイバーセキュリティに関する基準を適用します。

これらの基準改正は、今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において国連基準として成立したことを踏まえて行うものです。

1. 主な改正の概要

(1) バス及び車両総重量 3.5t 超のトラックのうち、高電圧にて作動する原動機を備える自動車の前部及び左右側面（バスは後部を含む。）には、次のラベルを表示することとします。

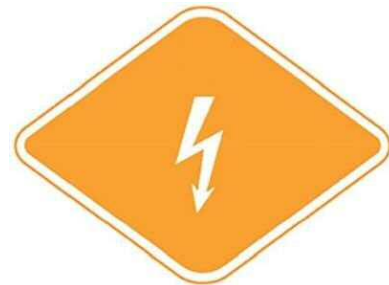
【主な要件】

- 幅：110 mm 以上
- 高さ：80 mm 以上
- 配置及び記号は、ISO 17840-4:2018 に準拠

【適用時期】

新 型 車：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日

継 続 生 産 車：令和 9 年（2027 年）9 月 1 日



例：EV の場合のラベル

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にサイバーセキュリティ対策を求めます。

【適用時期】

新 型 車：令和 11 年（2029 年）7 月 1 日

継 続 生 産 車：令和 13 年（2031 年）7 月 1 日

2. 公布・施行

公 布：令和 7 年（2025 年）1 月 10 日

施 行：令和 7 年（2025 年）1 月 10 日

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42522）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

